

平成29年度 第2回たつの市地域公共交通会議 次 第

日 時 平成29年12月19日（火）
午後3時30分～
場 所 揖龍広域センター2階講座室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 協議事項

（1）コミュニティバスの利用状況及び利用者アンケート調査の実施結果について

（2）コミュニティバスのダイヤ改正（案）について

（3）市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について

（4）地域内フィーダー系統確保維持計画の改正（案）について

（5）公共交通の利用に関する住民アンケート調査の実施結果について

（6）小学生及び高校生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について

（7）総合時刻表及びポケット時刻表の作成（案）について

4 閉 会

平成29年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	WG委員	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	会長	○	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	満 田 邦 弘	
2	副会長	○	市民団体代表	たつの市連合婦人会	会 計	下 房 仁 美	
3		○	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会 長	重 本 文 夫	
4			市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	飯 田 健 人	
5			市民団体代表	たつの市商工会	副会長	金 澤 信 義	
6			市民団体代表	たつの市PTA協議会	副会長	今 岡 佐 苗	
7	監事		市民代表	公募委員（龍野）	—	藤 輪 邦 男	
8			市民代表	公募委員（新宮）	—	寺 澤 利 香	
9			市民代表	公募委員（揖保川）	—	西 口 小夜子	
10			市民代表	公募委員（御津）	—	塚 本 敏 昭	
11			交通事業者職員	神姫バス株式会社	姫路営業所 所長	魚 谷 観	
12		○	交通事業者職員	株式会社ウエスト神姫	取締役 業務部長	村 上 正 弘	
13			交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 神戸支社	総務企画課長	秋 山 秀 則	新規
14			公益社団法人兵庫県バス 協会の指名する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	中 澤 秀 明	
15		○	交通事業者職員兼一般社 団法人兵庫県タクシー協 会の指名する者	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 (株式会社 龍野タクシー)	西播支部長 (代表取締役社長)	熊 渕 秀 夫	
16			一般乗合旅客自動車運送事業者 の事業用自動車の運転者が組織 する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	藤 元 忠	
17			国土交通省近畿運輸局神戸 運輸監理部兵庫陸運部 長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸 企画専門官	吉 本 道 明	
18			国土交通省近畿地方整備 局姫路河川国道事務所 長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	道路管理 第二課長	中 山 実	
19			兵庫県西播磨県民局龍野 土木事務所長の指名する 者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	谷 口 徳 男	
20			兵庫県関係行政機関 職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	谷 垣 博 司	
21			兵庫県たつの警察署 長の指名する者	たつの警察署	交通課長	山 本 善 信	新規
22			交通会議の運営に必 要と認める者	たつの市議会	総務生活 常任委員会 委員長	永 富 靖	
23			たつの市関係機関職員	たつの市	副市長		未選任
24			たつの市関係機関職員	たつの市健康福祉部	部 長	小 谷 真 也	
25			たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部 長	野 本 浩 二	

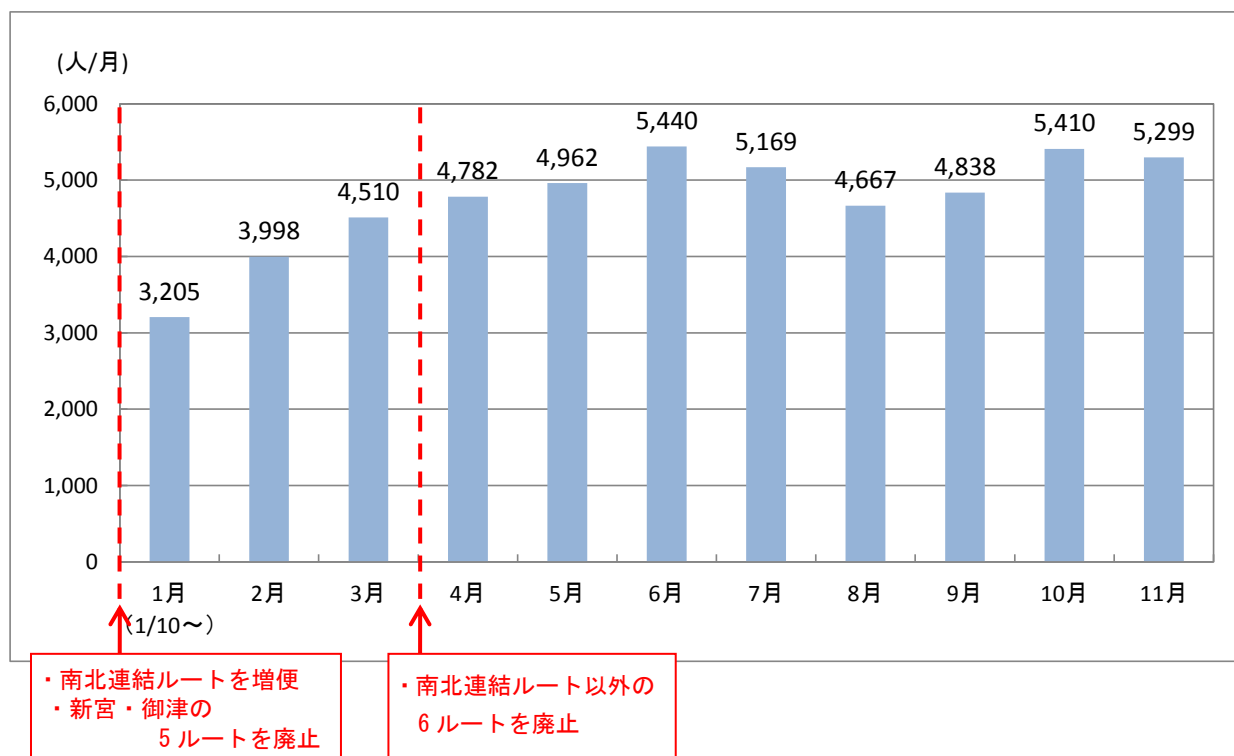
(順不同)

コミュニティバスの利用状況について

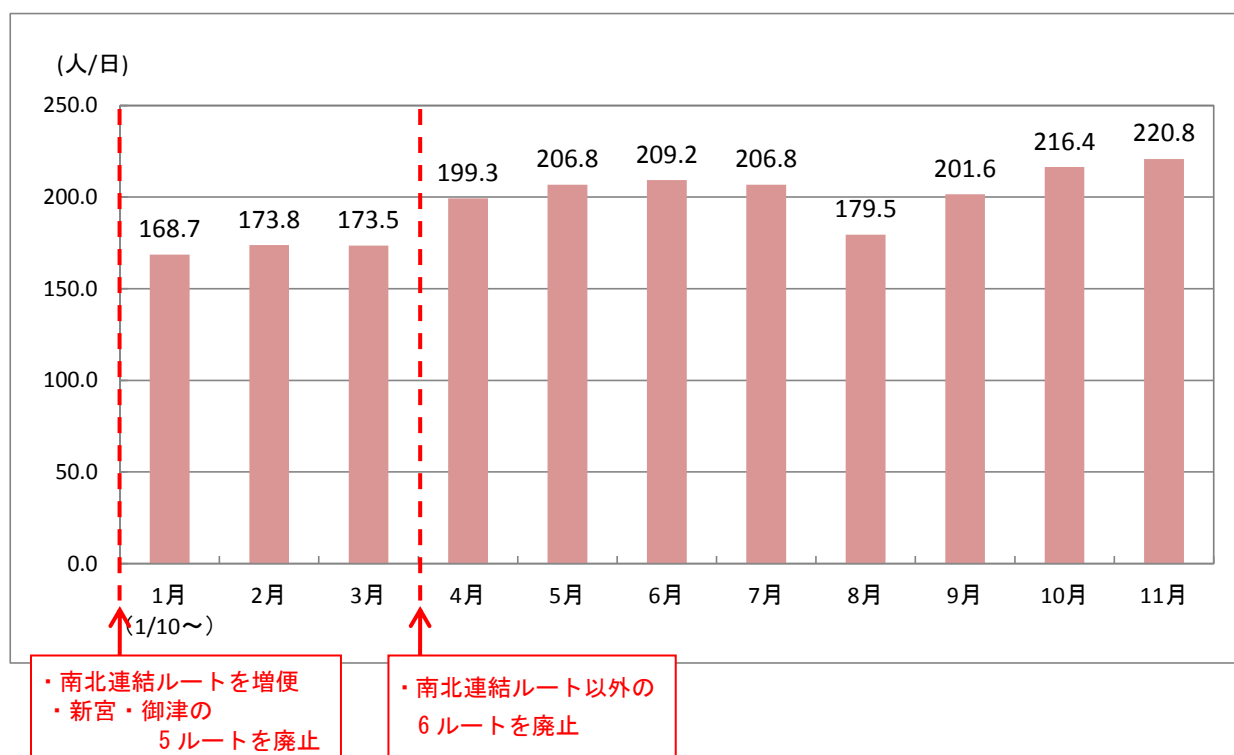
(1) 月別乗車人数

年 月		運行日数 (日)	乗車人数 (人)	1日平均 乗車人数 (人)	1便平均 乗車人数 (人)
H29 (19便)	1月(1/10～)	19	3,205	168.7	8.9
	2月	23	3,998	173.8	9.1
	3月	26	4,510	173.5	9.1
	4月	24	4,782	199.3	10.5
	5月	24	4,962	206.8	10.9
	6月	26	5,440	209.2	11.0
	7月	25	5,169	206.8	10.9
	8月	26	4,667	179.5	9.4
	9月	24	4,838	201.6	10.6
	10月	25	5,410	216.4	11.4
	11月	24	5,299	220.8	11.6
計		266	52,280	196.5	10.3
参考:H27(13便)		294	41,673	141.7	10.9

(2) 月別乗車人数の推移



(3) 月別1日平均乗車人数の推移



たつの市コミュニティバスで 交通系 I Cカードが使えます！

平成29年10月2日（月） START！！

○ タッチするだけ！ カンタン・ラクラク！

バス車内の読取機にタッチするだけで、運賃が精算されます。小銭は不要です。パスケースに入れたままでご利用いただけます。（他のICカードと重ねるとエラーが出る場合があります。必ず1枚でタッチしてください。）

○ 1枚のカードが繰り返し利用できる！

カードへのチャージが1枚のカードで繰り返しおこなえます。（コミュニティバス車内ではチャージができません。事前に駅又はNicoPa取扱窓口及び路線バスにてチャージ願います。） ※チャージ場所は下記表を確認ください。

おすすめのICカード

	J R 線・各私鉄各線・路線バスとコミュニティバスを ご利用の方におすすめ		路線バスとコミュニティバスを ご利用の方におすすめ
IC カード 見本			 ※ 詳しくはNicoPaご利用ガイドブックをご覧ください。
特長	☐ 後払い（ポストペイ）	☐ 事前入金（チャージ）	☐ 事前入金（チャージ） ※ 普通プリペイド券のみご利用できます。
お申込み 発売場所	☐ オンライン又は郵送	☐ 駅（JR）の「みどりの窓口」 （播磨新宮駅、本竜野駅、竜野駅、等） ※ ICOCAのみ	☐ NicoPa取扱窓口 （姫路駅前案内所、龍野案内所、 相生案内所、山崎待合所、等）
チャージ 場所	☐ チャージ不要	☐ 駅（JR）の「みどりの窓口」 及び 駅の自動券売機	☐ NicoPa取扱窓口 及び 路線バス車内

ご利用可能なICカード



ICカードの使い方



降車時



降車時に読取機に
ICカードをタッチしてください。

※ 乗車時にタッチは不要です。

注) 読取機にタッチする時には、ピッと音になるまでタッチしてください。(1秒程度)
他のICカードと重ねるとエラーが出る場合があります。
必ず1枚でタッチしてください。

かんたん！ 便利！

1. タッチするだけ！ カンタン・ラクラク！

バス車内の読取機にタッチするだけで、運賃が精算されます。小銭は不要です。
バスケースに入れたままご利用いただけます。

2. 1枚のカードが繰り返し利用できる！

カードへのチャージが1枚のカードで繰り返しおこなえます。

ご注意

- ・コミュニティバス車内ではチャージができません。
事前に駅又はNicoPa取扱窓口及び路線バスにてチャージ願います。
- ・読取機にタッチする時には、ピッと音になるまでタッチしてください。(1秒程度)
- ・他のICカードと重ねるとエラーが出る場合があります。必ず1枚でタッチしてください。

【お問い合わせ】 (株)ウエスト神姫 0791-22-5180

コミュニティバスのダイヤ改正（案）について

コミュニティバス南北連結ルートのうち、龍野北高校ルート黒崎6:55発の便及び日山経由ルート黒崎7:19発の便については、通勤・通学者に特に多く乗車していただいておりますが、ダイヤの遅延に対する改善要望が多くあったことから、下記のとおり時間を5分早めたダイヤに改正し、利用者の利便性向上に努めるものです。

なお、ダイヤの改正は平成30年2月1日（木）から行います。

コミュニティバス時刻表（ダイヤ改正分）

新舞子 ⇒ しんぐう総合センター

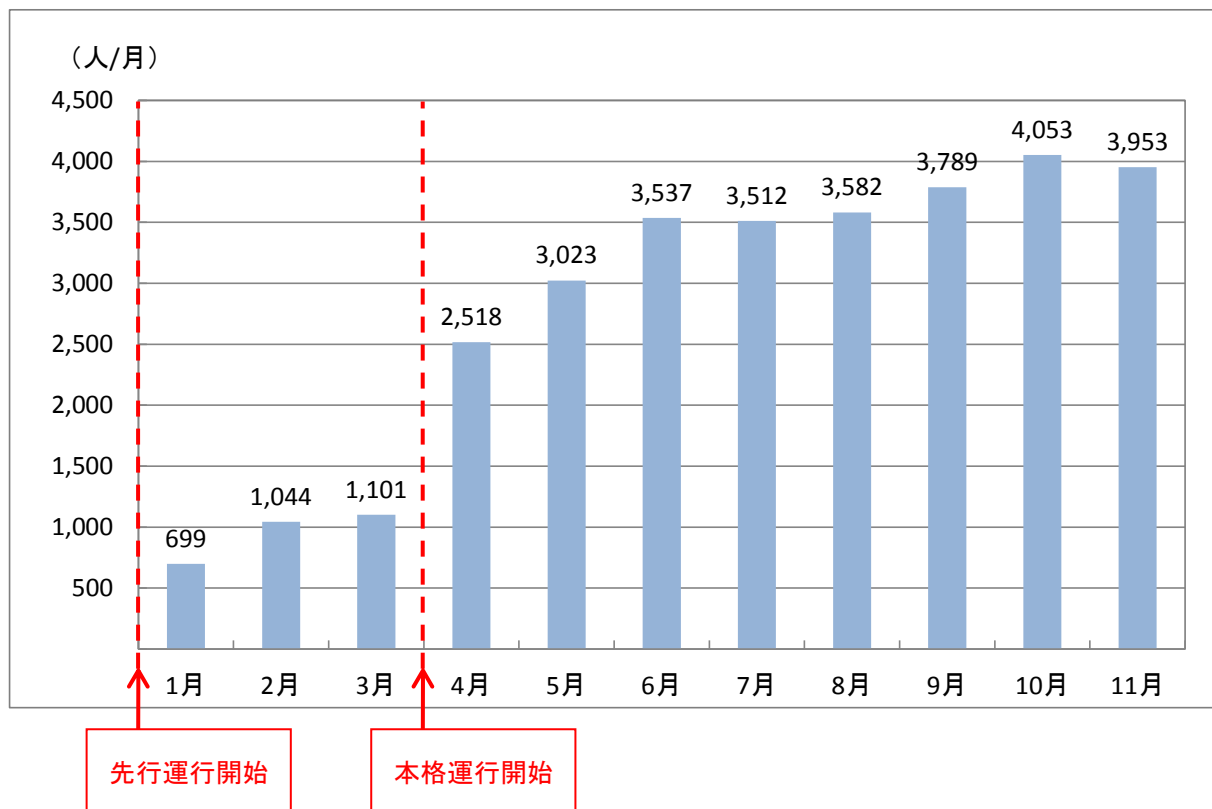
ルート名 バス停名	龍野北高校 ルート		日山経由 ルート	
	改正前	改正後	改正前	改正後
新舞子	—	—	—	—
新舞子口	—	—	—	—
黒崎	6:55	6:50	7:19	7:14
西釜屋	6:56	6:51	7:20	7:15
御津小学校	6:57	6:52	7:21	7:16
御津文化センター	6:58	6:53	7:22	7:17
新町	6:59	6:54	7:23	7:18
市民病院	7:01	6:56	7:25	7:20
中島郵便局	7:02	6:57	7:26	7:21
御津保育所	7:03	6:58	7:27	7:22
栄町西	7:04	6:59	7:28	7:23
市場	7:08	7:03	7:32	7:27
袋尻	7:09	7:04	7:33	7:28
河内中央	7:10	7:05	7:34	7:29
山津屋南	7:13	7:08	7:37	7:32
山津屋北	7:14	7:09	7:38	7:33
竜野駅	7:16	7:11	7:40	7:35
ひばりヶ丘	7:17	7:12	7:41	7:36
神戸北山	7:18	7:13	7:42	7:37
揖保川公民館北	7:19	7:14	7:43	7:38
揖保川総合支所	7:20	7:15	7:44	7:39
アクアホール前	7:20	7:15	7:44	7:39
新在家南	7:21	7:16	7:45	7:40
新在家	7:21	7:16	7:45	7:40
野田橋	7:22	7:17	7:46	7:41
町屋	7:22	7:17	7:46	7:41
町屋北口	7:23	7:18	7:47	7:42
半田	7:26	7:21	7:50	7:45
日山	7:27	7:22	7:51	7:46
川原町	7:28	7:23	7:52	7:47
龍野橋東詰	7:29	7:24	7:53	7:48
本竜野駅	7:37	7:32	8:01	7:56
日飼	7:39	7:34	—	—
龍野東中学校前	7:39	7:34	—	—
島田南	7:40	7:35	—	—
島田	7:40	7:35	—	—
東鶯崎南	7:43	7:38	—	—
東鶯崎公民館前	7:44	7:39	—	—
鶯崎	7:46	7:41	—	—
越部コミセン前	7:49	7:44	—	—
龍野北高校	7:55	7:50	—	—
播磨新宮駅	8:01	7:56	—	—
しんぐう総合センター	8:07	8:02	—	—

市民乗り合いタクシーの利用状況について

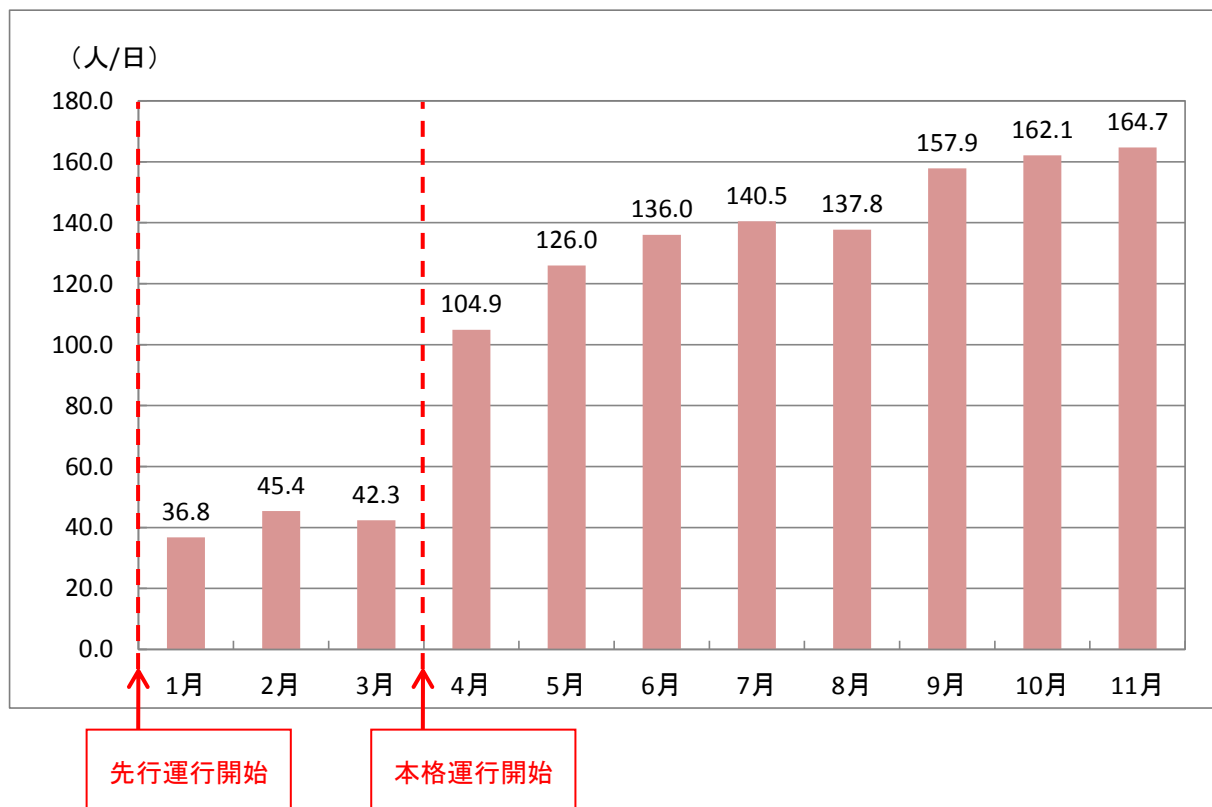
(1) 月別・区域別利用者数

	月	運行 日数	居住地別利用者数(人/月)							1日平均 利用者数
			新宮	龍野東	龍野西	揖保川	御津	市外	合計	
先行運行	1月	19	342	4	0	0	344	9	699	36.8
	2月	23	568	4	0	0	451	21	1,044	45.4
	3月	26	580	4	0	0	493	24	1,101	42.3
	小計	68	1,490	12	0	0	1,288	54	2,844	41.8
本格運行	4月	24	796	528	470	122	569	33	2,518	104.9
	5月	24	829	764	620	178	618	14	3,023	126.0
	6月	26	1,025	923	721	266	600	2	3,537	136.0
	7月	25	786	966	827	301	617	15	3,512	140.5
	8月	26	692	994	1,017	228	644	7	3,582	137.8
	9月	24	865	1,062	915	295	645	7	3,789	157.9
	10月	25	892	1,173	982	338	664	4	4,053	162.1
	11月	24	953	1,089	944	356	605	6	3,953	164.7
	小計	198	6,838	7,499	6,496	2,084	4,962	88	27,967	141.2
合計		266	8,328	7,511	6,496	2,084	6,250	142	30,811	115.8

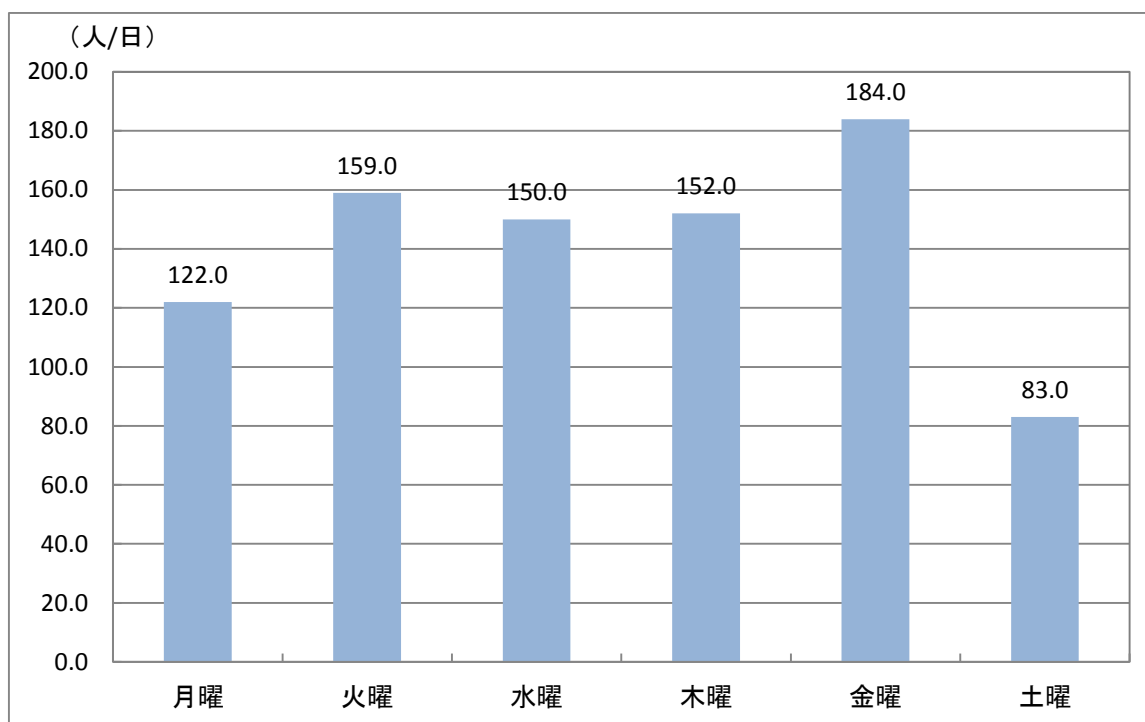
(2) 月別利用者数の推移



(3) 月別1日平均利用者数の推移



(4) 曜日別 1 日当たり利用者数



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～11 月 30 日の 197 日間

(5) 目的地種別利用者数

単位：人

順位	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数
①	公共施設・学校園	1,813	医療・福祉施設	2,319	医療・福祉施設	1,840	医療・福祉施設	595	医療・福祉施設	1,210
②	医療・福祉施設	1,437	商業施設	796	交通結節点	789	公共施設・学校園	239	交通結節点	962
③	交通結節点	586	公共施設・学校園	435	商業施設	648	商業施設	171	商業施設	305
④	商業施設	358	交通結節点	405	公共施設・学校園	466	交通結節点	135	公共施設・学校園	288
⑤	金融機関	209	金融機関	135	金融機関	140	金融機関	66	金融機関	75
	合 計	4,403	合 計	4,090	合 計	3,883	合 計	1,206	合 計	2,840

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～11 月 30 日の 197 日間

※居住地が市外の利用を除く

目的地が「自宅」の利用を除く

(6) 目的施設別利用者数（上位 15 施設）

単位：人

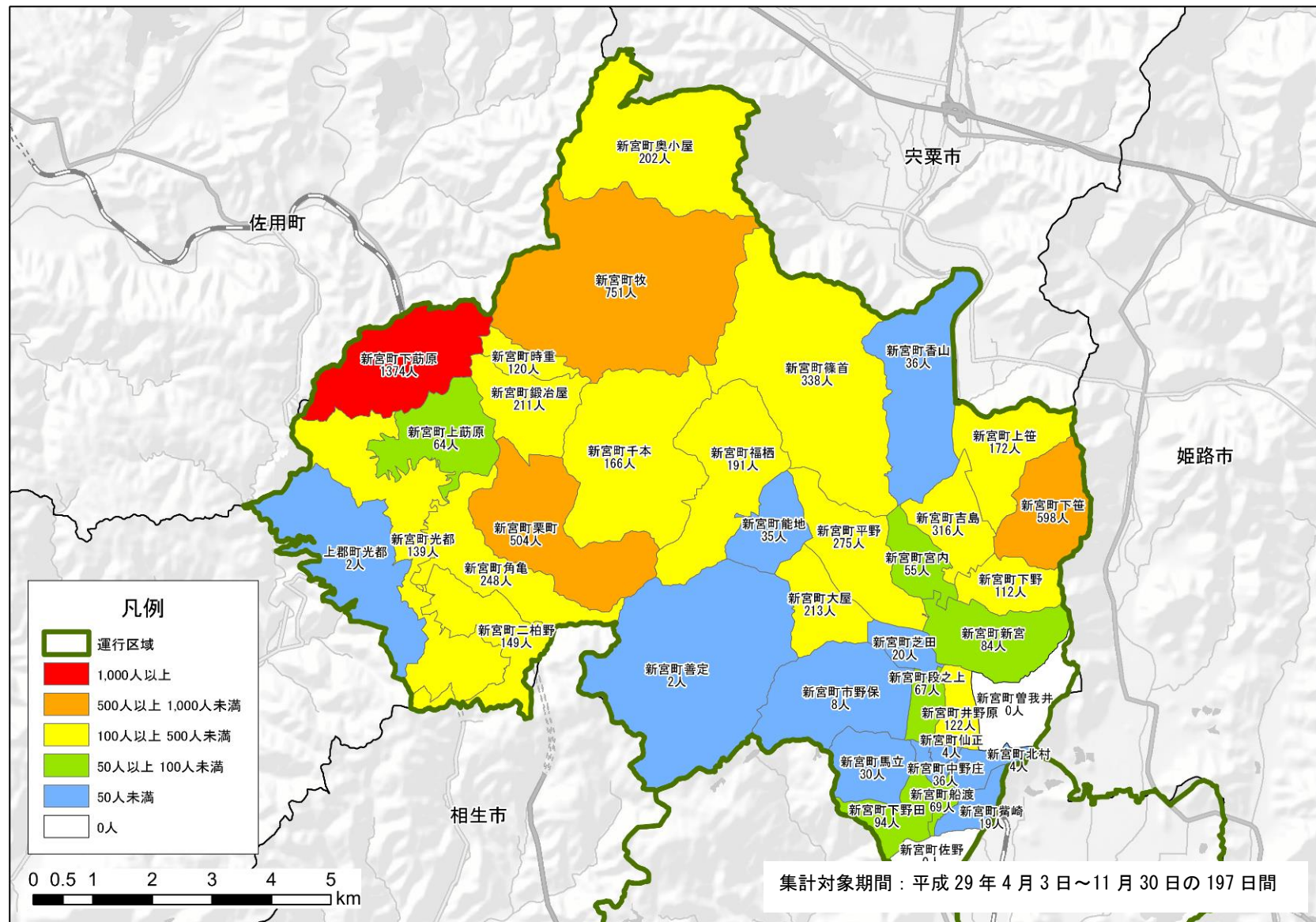
順位	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数
①	西栗栖小学校	1308	龍野中央病院	542	本竜野駅	426	竜野駅	103	市民病院バス停 (路線)	877
②	堀田医院	497	赤とんぼ広場・ イオン竜野店	412	赤とんぼ広場・ イオン竜野店	328	信原病院	88	たつの市民病院	706
③	播磨新宮駅	414	本竜野駅	260	竜野駅	286	石原歯科医院	76	マックスバリュ 御津店	271
④	ゴダイドラッグ 新宮店	191	とくなが病院	247	龍野中央病院	279	半田 コミュニティセンター	63	藤末内科 循環器科クリニック	139
⑤	横田医院	188	マックスバリュ 龍野店	180	とくなが病院	230	きしの内科医院	55	御津小学校	117
⑥	長谷歯科医院	134	田淵内科医院	154	栗原病院	228	米花クリニック	48	植田医院	89
⑦	JA兵庫西 新宮支店	117	西はりまクリニック	130	信原病院	169	うえだ ハートクリニック	45	山本歯科医院	77
⑧	県立リハビリテー ション西播磨病院	115	信原病院	97	宝青院眼科医院	97	宝青院眼科医院	41	御津保育所	42
⑨	新宮総合支所 新宮保健センター	104	小河内科	94	福祉会館	92	赤とんぼ広場・ イオン竜野店	34	龍野中央病院	34
⑩	井口歯科医院	92	井上内科医院	84	水野クリニック	79	栗原病院	33	柴田歯科医院	34
⑪	プチマルシェ 新宮店	84	宝青院眼科医院	82	たつの市役所 (本庁)	78	揖保川総合支所 揖保川保健センター	32	田村歯科医院	34
⑫	八重垣病院	69	たつの市役所 (本庁)	74	マックスバリュ 龍野西店	76	キリン堂 たつの店	28	御津総合支所 御津公民館	33
⑬	マックスバリュ 新宮店	64	営田公民館	71	西はりまクリニック	70	マックスバリュ 揖保川店	26	きのした ペインクリニック	30
⑭	清水内科医院	62	栗原病院	64	米花クリニック	68	アグロガーデン 龍野店	22	龍野体育館	26
⑮	新宮公民館	60	西田歯科医院	63	揖西公民館	62	播州信用金庫 龍野支店	21	兵庫信用金庫 御津支店	25

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～11 月 30 日の 197 日間

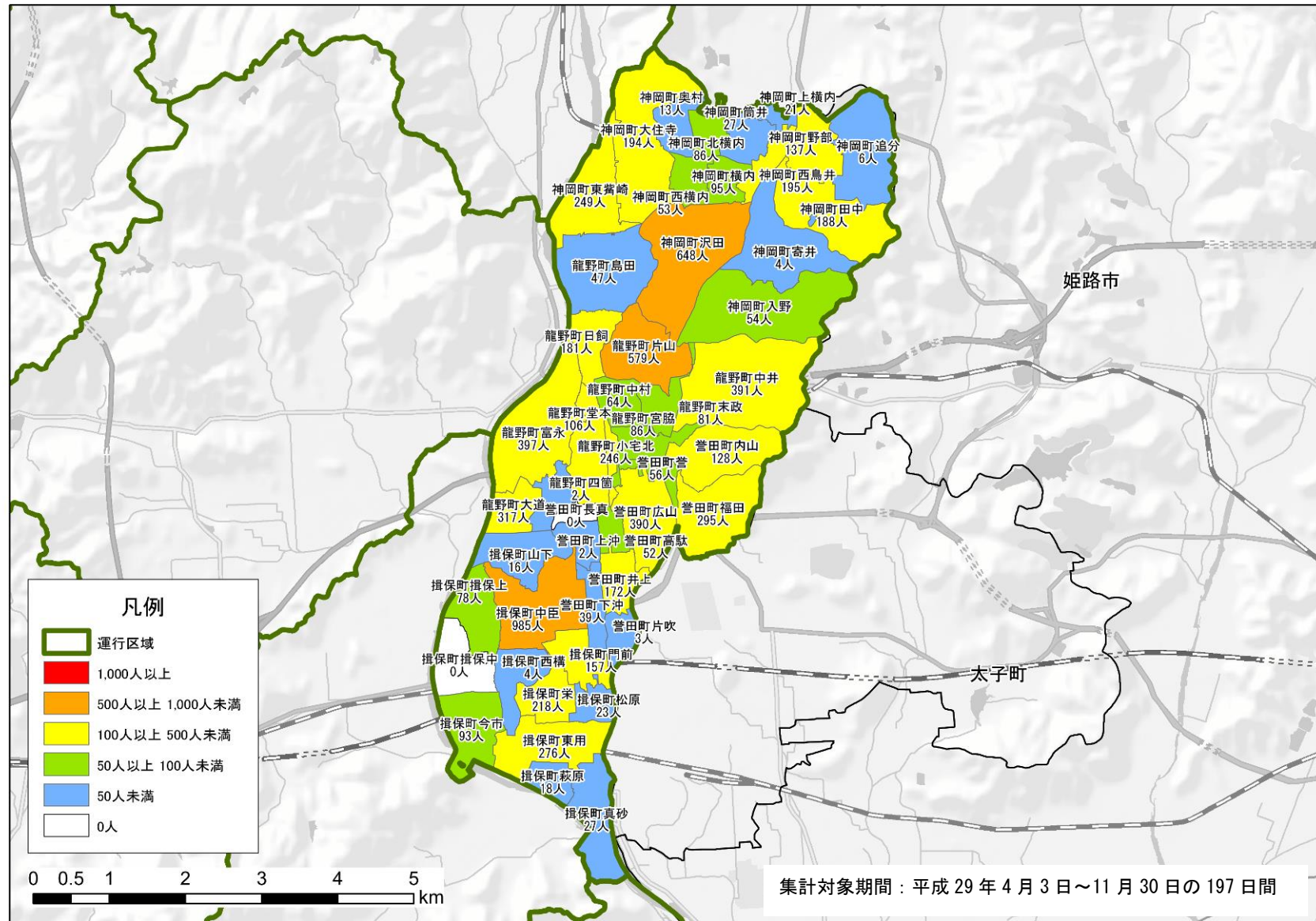
※居住地が市外の利用を除く

(7) 居住地別利用者数

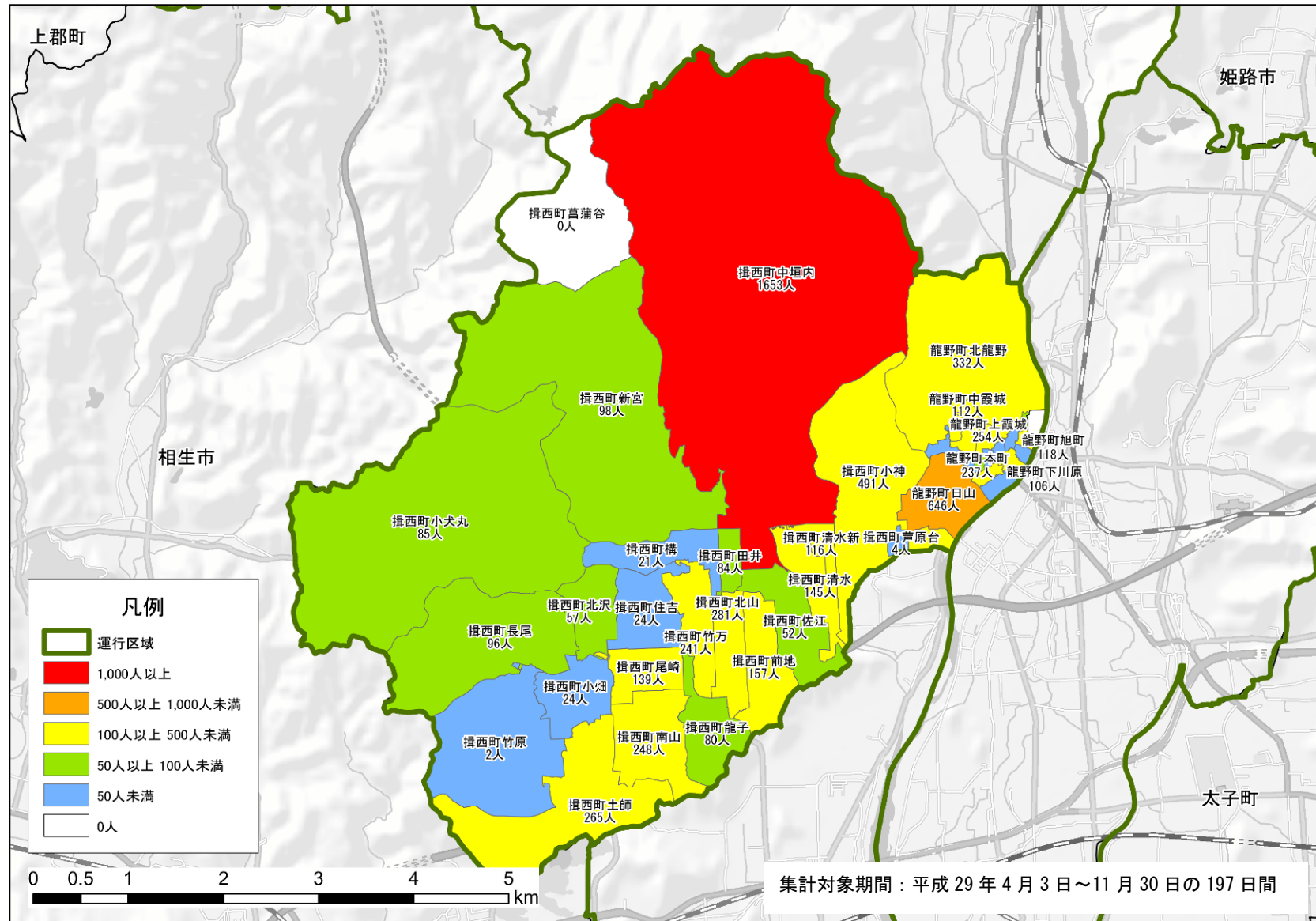
① 新宮区域



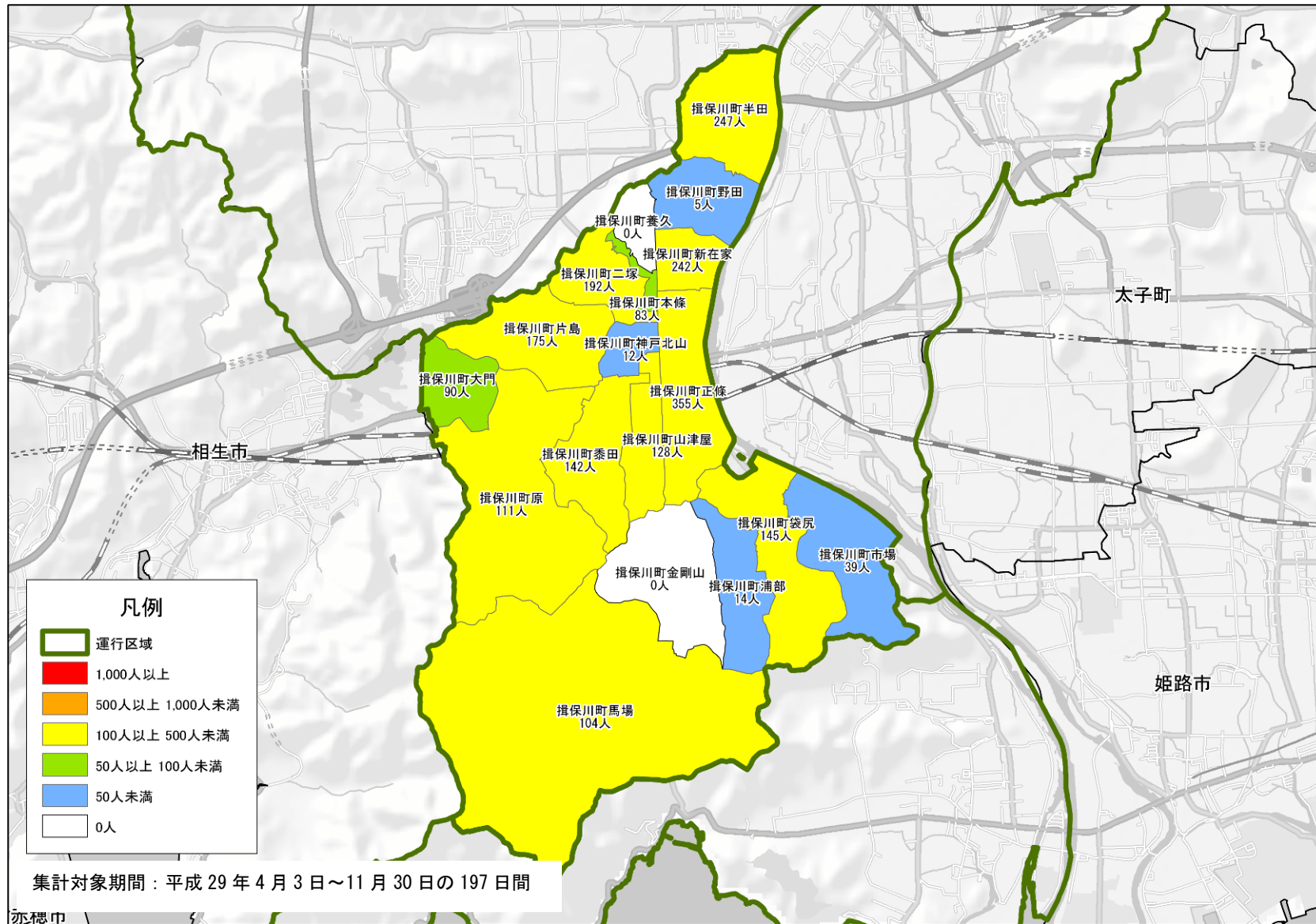
② 龍野東区域



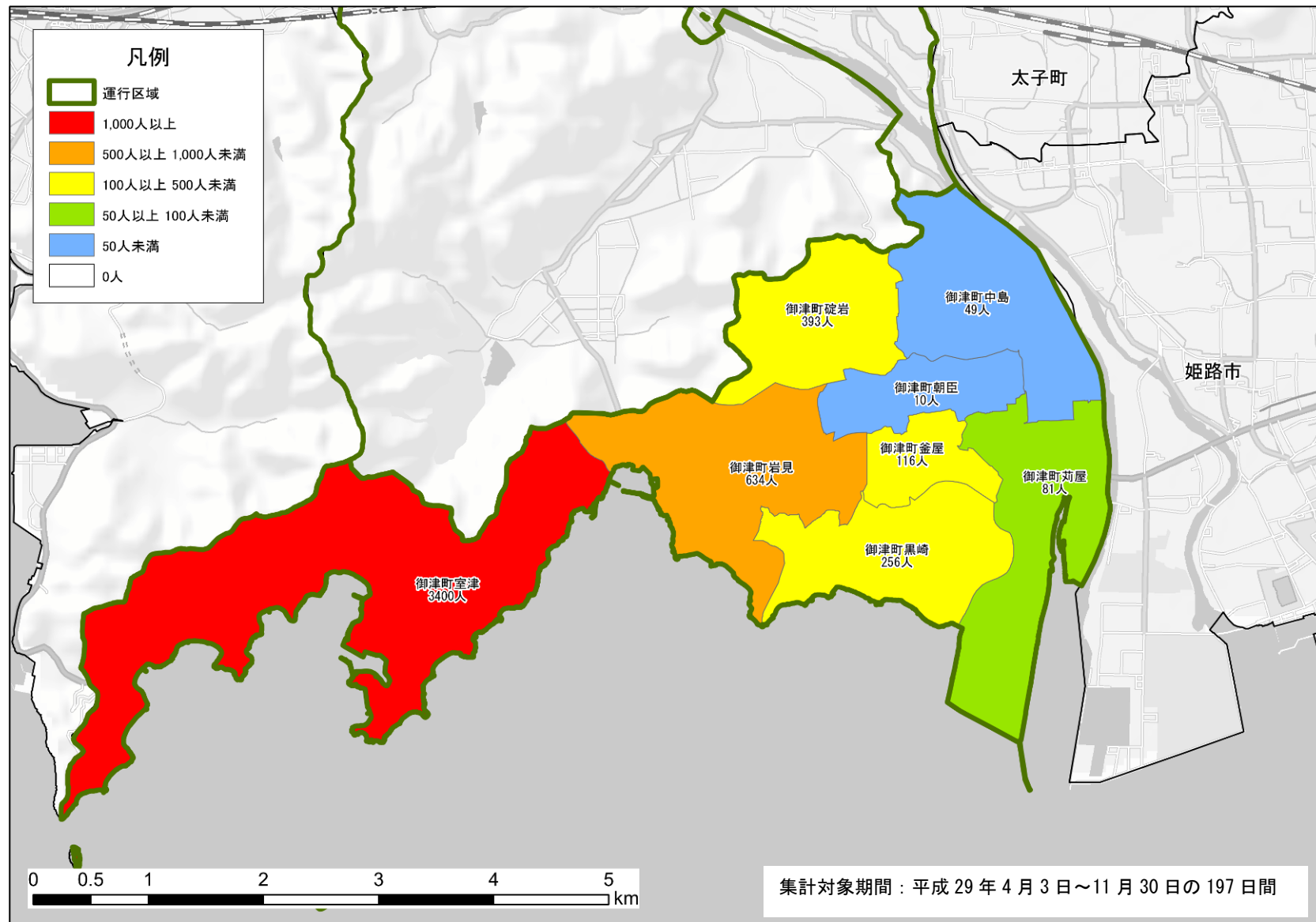
③ 龍野西区域



④ 揖保川区域



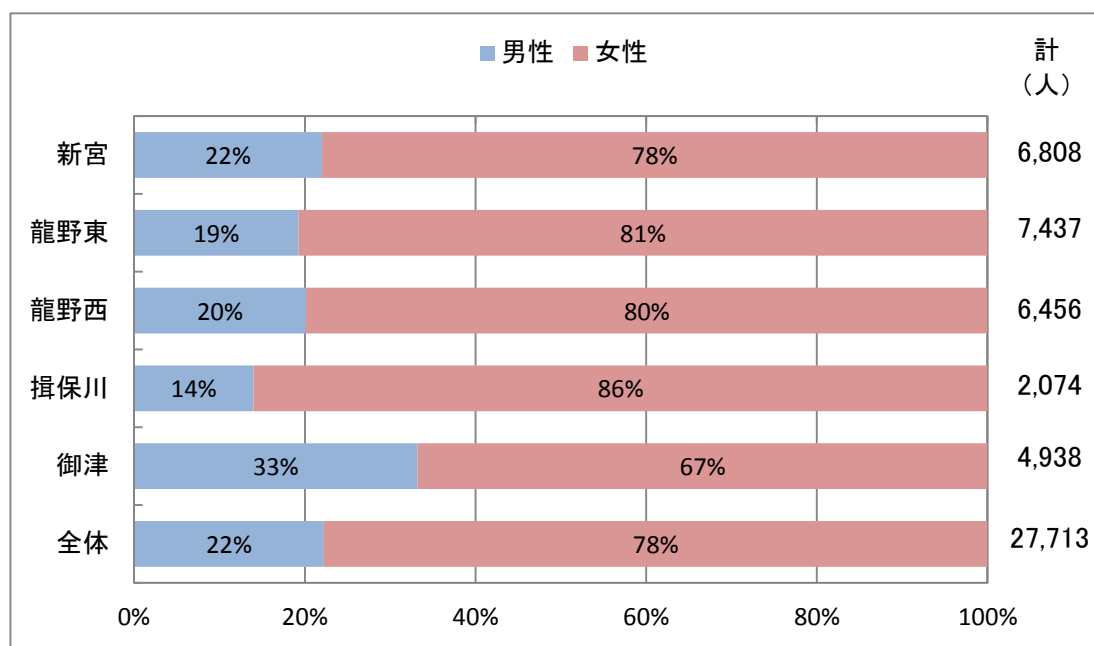
⑤ 御津区域



(8) 利用者の個人属性

① 性別

< 利用者の個人属性（性別） >

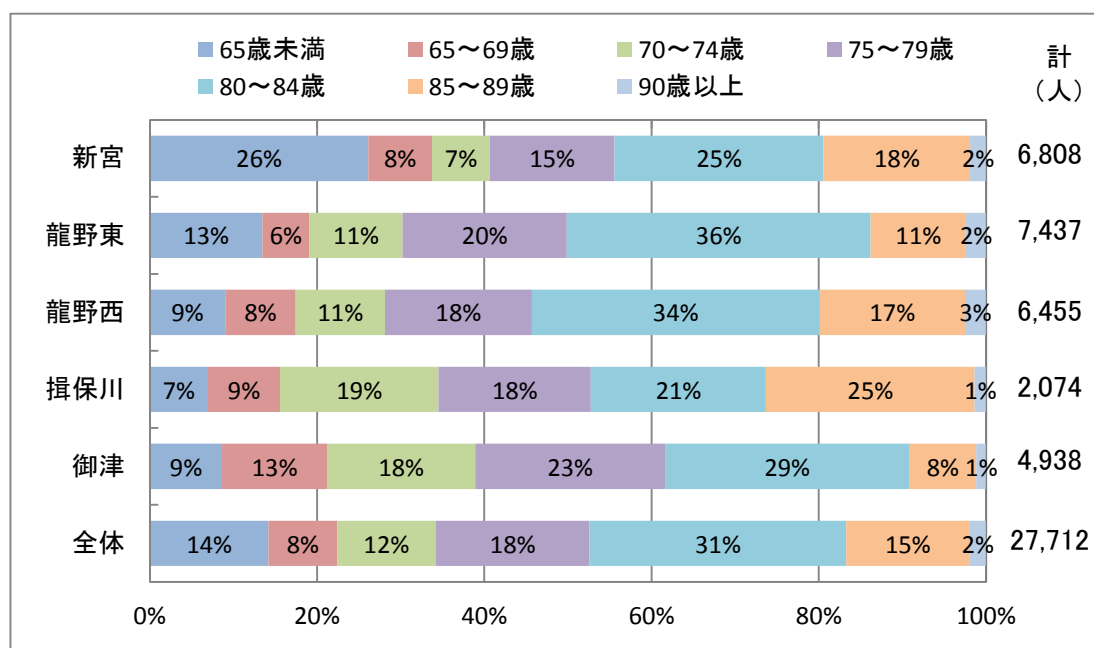


集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～11 月 30 日の 197 日間

※居住地が市外の利用を除く

② 年齢

< 利用者の個人属性（年齢） >



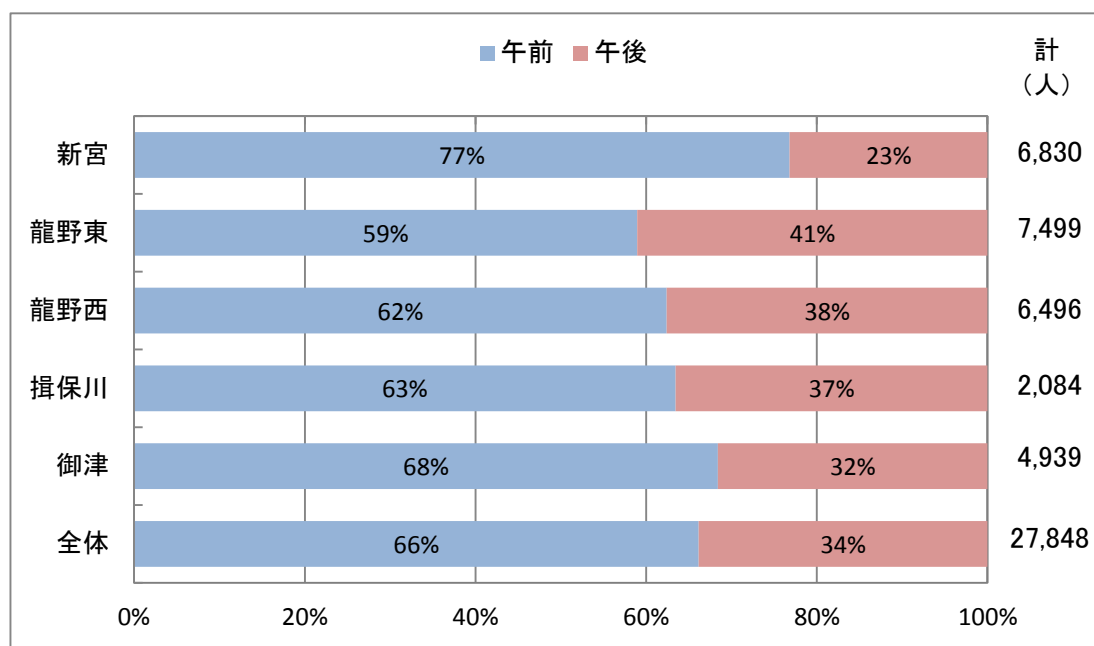
集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～11 月 30 日の 197 日間

※居住地が市外の利用を除く

(9) 時間帯別利用状況

① 午前・午後別

< 時間帯別利用状況（午前・午後別） >

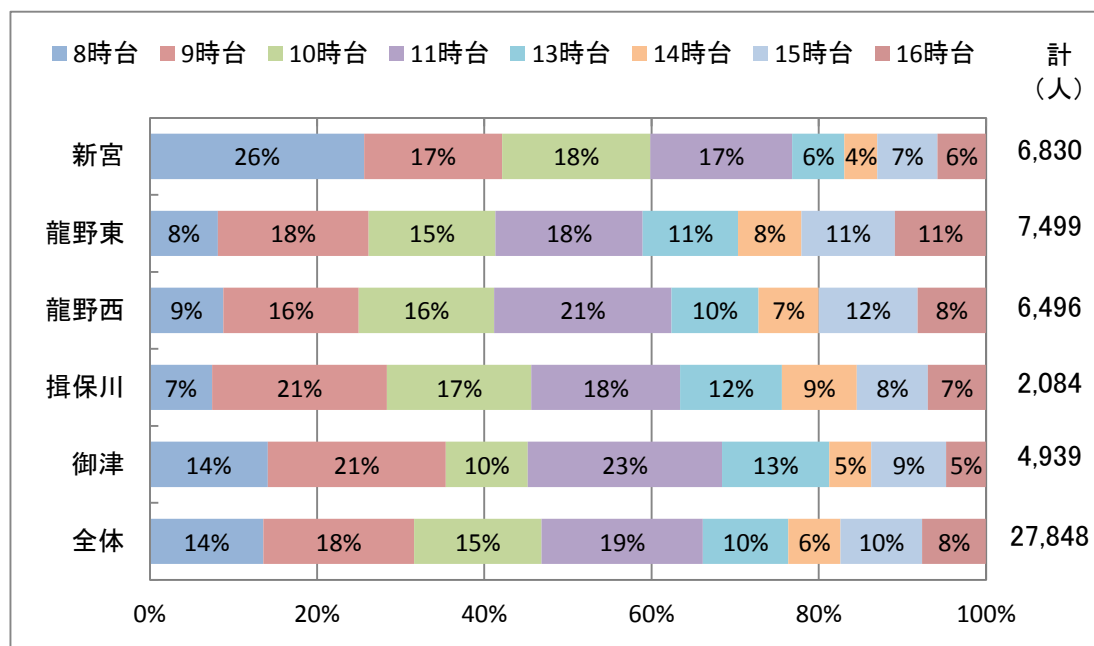


集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～11 月 30 日の 197 日間

※居住地が市外の利用を除く

② 時間帯別

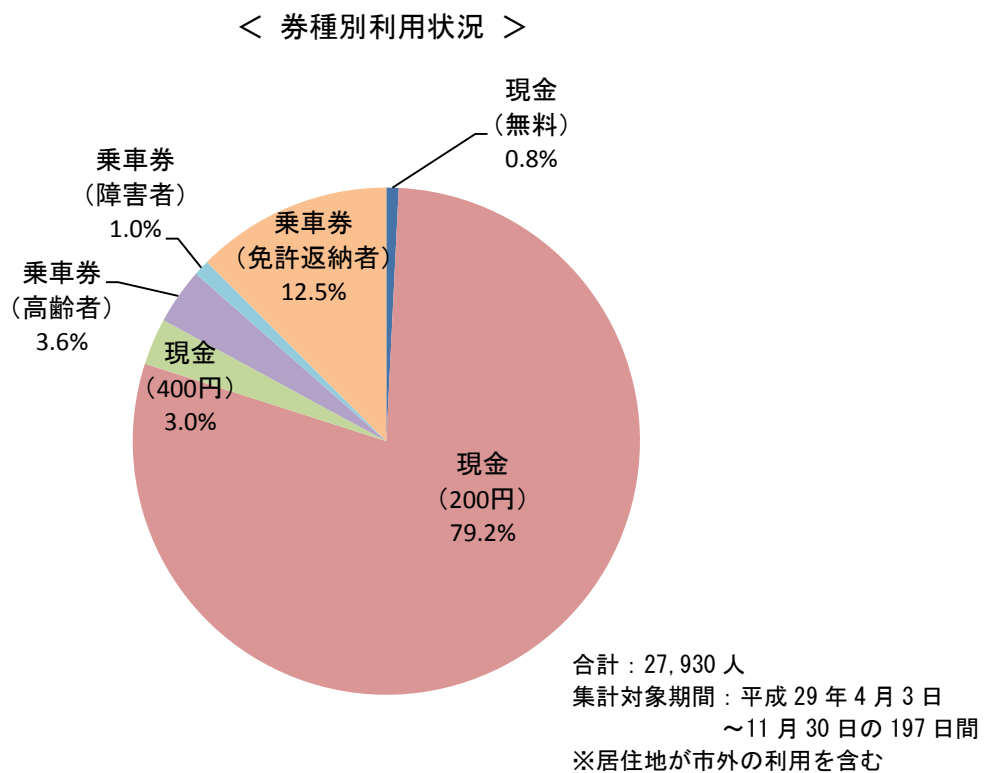
< 時間帯別利用状況 >



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～11 月 30 日の 197 日間

※居住地が市外の利用を除く

(10) 券種別利用状況



地域内フィーダー系統確保維持計画の改正（案）について

地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 29 年 6 月 30 日策定）の一部を次のように改正する。

＜改正箇所は下線部分＞

現 行	改 正 案																				
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (8) 運行予定者 市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする。 ①新宮区域：(有)はりまタクシー、新宮タクシー(株) ②龍野東区域：(有)はりまタクシー、新宮タクシー(株)、 (株)龍野タクシー、<u>(株)赤とんぼ観光</u>、 (株)ミツバタクシー ③龍野西区域：(株)龍野タクシー、<u>(株)赤とんぼ観光</u>、 (株)ミツバタクシー ④揖保川区域：(株)龍野タクシー、<u>(株)赤とんぼ観光</u>、 (株)ミツバタクシー	4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (8) 運行予定者 市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする。 ①新宮区域：(有)はりまタクシー、新宮タクシー(株) ②龍野東区域：(有)はりまタクシー、新宮タクシー(株)、 (株)龍野タクシー、<u>赤とんぼ交通(株)</u>、 (株)ミツバタクシー ③龍野西区域：(株)龍野タクシー、<u>赤とんぼ交通(株)</u>、 (株)ミツバタクシー ④揖保川区域：(株)龍野タクシー、<u>赤とんぼ交通(株)</u>、 (株)ミツバタクシー																				
表 1（30 年度、31 年度、32 年度） <table> <tr> <th>運行予定者名</th><th>運行系統名 (申請番号)</th></tr> <tr> <td>有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社</td><td>(1) 新宮区域</td></tr> <tr> <td>有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー</td><td>(2) 龍野東区域</td></tr> <tr> <td>株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー</td><td>(3) 龍野西区域</td></tr> <tr> <td>株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー</td><td>(4) 揖保川区域</td></tr> </table>	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	表 1（30 年度、31 年度、32 年度） <table> <tr> <th>運行予定者名</th><th>運行系統名 (申請番号)</th></tr> <tr> <td>有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社</td><td>(1) 新宮区域</td></tr> <tr> <td>有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー</td><td>(2) 龍野東区域</td></tr> <tr> <td>株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー</td><td>(3) 龍野西区域</td></tr> <tr> <td>株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー</td><td>(4) 揖保川区域</td></tr> </table>	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域
運行予定者名	運行系統名 (申請番号)																				
有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域																				
有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域																				
株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域																				
株式会社龍野タクシー <u>株式会社赤とんぼ観光</u> 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域																				
運行予定者名	運行系統名 (申請番号)																				
有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域																				
有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域																				
株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域																				
株式会社龍野タクシー <u>赤とんぼ交通株式会社</u> 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域																				

改正日：国土交通省近畿運輸局長による事業許可日又はたつの市地域公共交通会議とのたつの市デマンド交通運行管理業務委託契約締結日のいずれか遅い日

地域内フィーダー系統確保維持計画

(名 称) たつの市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 満 田 邦 弘

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少や少子高齢化、車社会の進展により、路線バスやコミュニティバス等の公共交通を利用する者は年々減少を続けており、日常生活を送るうえで必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。

特に車を運転できない交通弱者と言われる、高齢者・障害者等にとって、外出しやすく移動しやすい公共交通網となるよう、平成29年3月に、たつの市地域公共交通網形成計画を策定し、全ての交通モードが相互に連携した地域公共交通網の再編を行った。

地域住民、運行事業者、行政などの地域の関係者が適切な役割のもと、市内を運行する路線バスやコミュニティバス等の公共交通の維持活性化を図るとともに、バス空白地域へのデマンド交通導入により、交通不便地域・交通空白地の移動手段を確保する。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

年度	目標
平成30年度	1日当たりの利用者数を200人とし、1時間1便当たり（片道）の乗合率を1.25以上とする。 ($1.25 \times 8 \text{ 便} \times 2 \text{ (1 往復)} \times 10 \text{ 台} = 200 \text{ 人}$)
平成31年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。
平成32年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。

(2) 事業の効果

デマンド型交通（市民乗合タクシー）を運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られ、高齢者・障害者等の交通弱者の通院・買物の移動手段を確保することができるとともに、中心市街地の賑わいの創出、外出する機会の増加に伴う健康増進に寄与する。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 事業

利用パンフレットを作成・配布するとともに市広報誌に定期的に関連記事を掲載する等、利用促進策を展開する。また、地域に出向いて説明会や体験乗車会を実施し、乗り合いタクシーの周知に努める。さらに、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施する。

(2) 実施主体

たつの市地域公共交通会議（活性化再生法定協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

(1) 運行区域

①新宮区域、②龍野東区域、③龍野西区域、④揖保川区域

①のうち、越部地区は②の指定された目的地にのみ行くことができる。

②～④は指定された目的地にのみ相互に行き来することができる。

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗合で区域内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型市民乗合タクシーとする。

(3) 目的地

- ①交通結節点（駅・バス停留所）
- ②医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
- ③金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
- ④商業施設（スーパーマーケット、大型小売店等）
- ⑤公共施設（市役所、公民館等）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・12月29日～1月3日は運休）

①8:00～②9:00～③10:00～④11:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

(5) 利用料金

○大人（中学生以上）1回乗車 400円、保護者の引率の下にある小学校就学前の児童 無料

※以下の区分に該当する者は200円

- ①小学生
- ②満65歳以上の者
- ③小学校就学前の児童1人につき引率する保護者1人
- ④身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者
- ⑤兵庫県が定める療育手帳制度要綱の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者
- ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ⑦介護保険法第27条の規定に基づく要介護認定を受けた者
- ⑧介護保険法第32条の規定に基づく要支援認定を受けた者
- ⑨第1種身体障害者、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者1人につき同乗する介助者1人
- ⑩母子保健法第16条の規定に基づく母子健康手帳の交付を受けている者であって、妊娠中である者

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

(7) 運行台数

10人乗りワゴン車：10台

(8) 運行予定者

市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする。

- ①新宮区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）
- ②龍野東区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）、（株）龍野タクシー、
赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー
- ③龍野西区域：（株）龍野タクシー、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー
- ④揖保川区域：（株）龍野タクシー、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた費用をたつの市からの負担金を受けたたつの市地域公共交通会議が事業実施主体となり、運行委託料として運行事業者へ支出

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	
たつの市地域公共交通会議（活性化再生法定協議会）	
7. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る）	
・平成29年10月～平成30年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・平成30年10月～平成31年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・平成31年10月～平成32年9月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施	
8. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	
該当なし	
9. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	
該当なし	
10. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	
該当なし	
11. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要	
表5のとおり	
12. 車両の取得に係る目的・必要性	
該当なし	
13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	
該当なし	
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
該当なし	
15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画	
該当なし	
16. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成27年10月28日	地域公共交通会議を法定協議会に移行 地域公共交通網形成計画の策定について協議 地域公共交通確保維持改善事業 制度概要の説明
・平成28年2月26日	地域公共交通網形成計画素案について協議
・平成28年6月27日	地域公共交通網形成計画素案について協議 地域内フィーダー系統確保維持計画、費用負担等について説明・協議・承認
・平成28年11月8日	デマンド交通市外在住利用対象者及び利用料金について協議
・平成29年2月20日	デマンド交通先行運行の利用実績、登録状況及び利用者ヒアリング調査結果について協議 たつの市地域公共交通網形成計画の策定について協議
・平成29年6月30日	市民乗り合いタクシーの利用状況、目的地の追加、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

17. 利用者等の意見の反映状況

平成27年7月に、市内65歳以上の方及び障害者手帳を交付されている方(約23,000人、約15,000世帯)に対し、交通手段に関するアンケート調査を行い、9月には、コミュニティバス利用者に対するアンケート調査を実施した。その分析結果を踏まえ、10月28日にたつの市地域公共交通会議を法定協議会に移行し、平成29年3月にたつの市地域公共交通網形成計画を作成した。

利用者代表として、連合自治会・連合婦人会・老人クラブ連合会・公募委員などが法定協議会の構成員として参画しており、アンケート調査項目の作成から、意思決定に携わっている。

○交通手段に関するアンケート

- ・調査対象：65歳以上の高齢者、障害者手帳を交付されている方 約23,000人 約15,000世帯
- ・調査方法：アンケート返信用封筒を同封し配布
- ・調査期間：平成27年7月3日～21日
- ・回収率：約45%

○コミュニティバス利用者アンケート

- ・調査対象：コミュニティバス利用者 235人
- ・調査方法：バスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
- ・調査期間：平成27年9月14日～15日
- ・回収率45%

18. 協議会メンバーの構成

国	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
関係都道府県	兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所
交通事業者 交通施設管理者等	公益社団法人兵庫県バス協会・神姫バス(株)・(株)ウエスト神姫 神姫バス労働組合・西日本旅客鉄道(株)・たつの警察署 一般社団法人兵庫県タクシー協会(西播支部長：(株)龍野タクシー)
地方運輸局	国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要 と認める者	たつの市連合自治会・たつの市連合婦人会・たつの市老人クラブ連合会 たつの市観光協会・たつの市商工会・たつの市PTA協議会・公募委員・たつの市議会
たつの市	副市長、都市建設部長、健康福祉部長

※5.(表2)及び14.(表7及び表9)については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※5.及び14.中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。

※7.については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※5.(表2)、9.(表3)及び10.(表4)については、要綱第17条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。

※11.(表5)については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※12.～15.については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※15.については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。

※1.～3、7、9.～10、12.～13.及び16.～18.については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区 域	新宮 駅	往 km 復 km	292日	12,848回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線 系統山崎－新宮駅、山崎 －ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	292日	8,176回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野－姫 路駅、山崎－ダイセル 線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬 丸	龍野西 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	292日	7,821回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野－姫 路駅、山崎－ダイセル 線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	292日	6,424回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野－姫 路駅、山崎－ダイセル 線に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区 域	新宮 駅	往 km 復 km	293日	12,892回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線 系統山崎ー新宮駅、山崎 ーダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	293日	8,204回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野ー姫 路駅、山崎ーダイセル 線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬 丸	龍野西 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	293日	7,848回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野ー姫 路駅、山崎ーダイセル 線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	293日	6,446回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野ー姫 路駅、山崎ーダイセル 線に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区 域	新宮 駅	往 km 復 km	294日	12,936回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線 系統山崎ー新宮駅、山崎 ーダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	294日	8,232回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野ー姫 路駅、山崎ーダイセル 線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬 丸	龍野西 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	294日	7,875回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野ー姫 路駅、山崎ーダイセル 線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川 区域	龍野 橋東 詰	往 km 復 km	294日	6,468回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地 域間幹線系統龍野ー姫 路駅、山崎ーダイセル 線に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	たつの市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	64,997
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

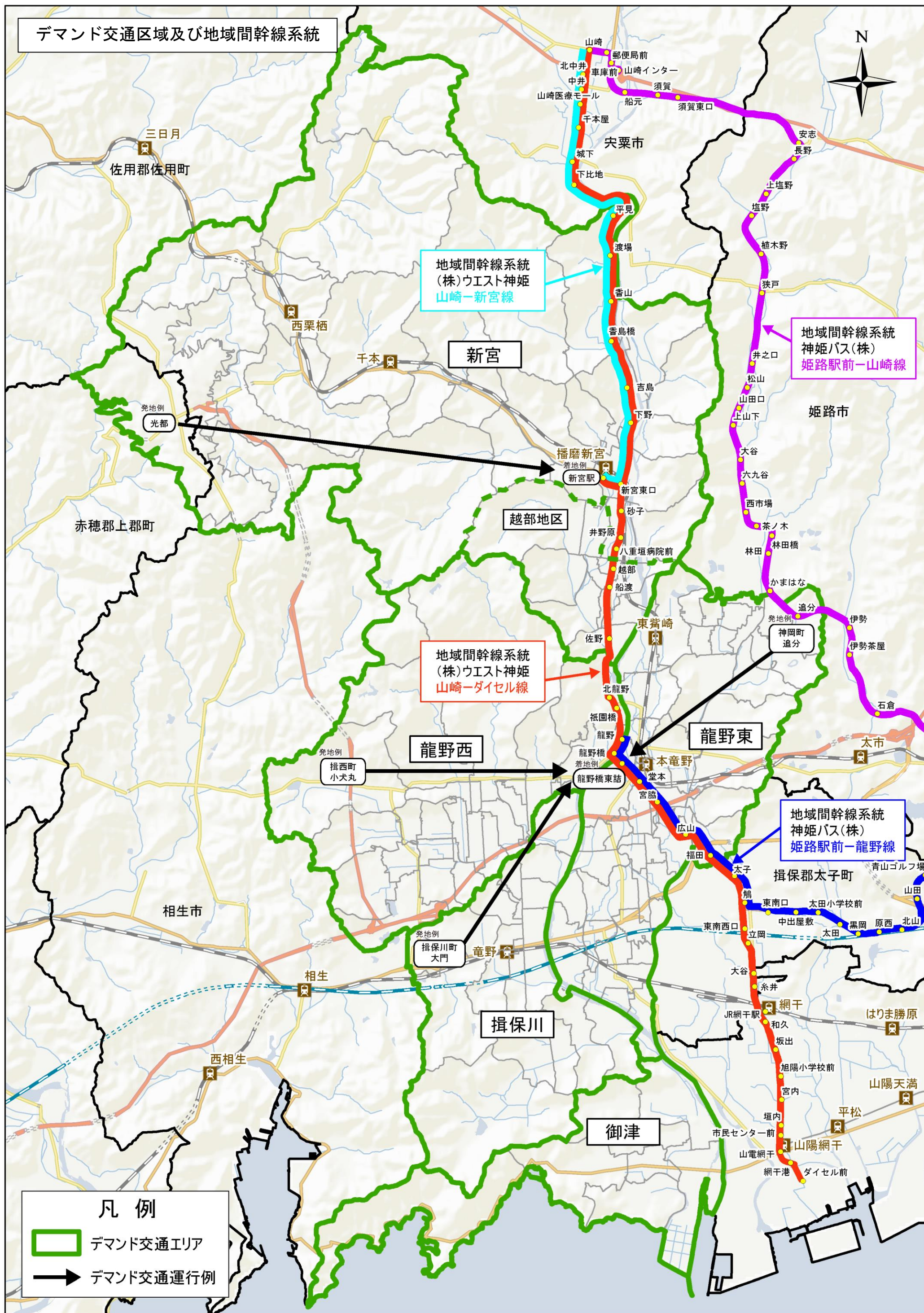
対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
64,997	64,997人×150円+240万円	12,149千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



平成27年国勢調査 人口集中地区（たつの市）



総合時刻表及びポケット時刻表の作成（案）について

たつの市地域公共交通網形成計画に掲げる計画目標 2 「連携してまもる」を実現するため、本市における公共交通の運行情報を網羅した「総合時刻表」と、外出時に持ち運びが便利な「ポケット時刻表」の作成を行います。

＜総合時刻表及びポケット時刻表 作成・配布概要＞

	たつの市総合時刻表 「たつの市おでかけ時刻表」	たつの市ポケット時刻表 「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」
概 要	たつの市内で運行する公共交通の運行情報（路線図、時刻表、料金表等）をまとめた、総合的な時刻表	外出時に手軽に持ち運びができるよう、総合時刻表から主要な情報（時刻表、料金表等）を抜粋した、ポケットサイズの時刻表
サイズ	A 4	A 6
発行部数	10,000 部	40,000 部
配布方法	・市内の主要施設（公共施設、観光施設、病院等）に設置予定	・市内の各世帯に配布予定 ・市内の主要施設（公共施設、観光施設、病院等）に設置予定
配布時期	平成 30 年 3 月予定	平成 30 年 3 月予定

たつの市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第16条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第18条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第19条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第20条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第21条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会計年度の特例)

3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

たつの市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たつの市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、規約第17条又は第18条の規定により予算又は決算に係る承認を得たときは、当該承認された予算又は決算を速やかにたつの市長に報告しなければならない。

(出納員)

第3条 会長は、交通会議の出納その他会計事務を補助させるため、事務局職員のうちから出納員を命ずるものとする。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、たつの市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 会長は、交通会議に属する現金等を、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、たつの市の例により行うものとする。

2 会長又は出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２７年１０月２８日から施行する。

別表第１（第４条関係）

款	項	目
１ 負担金	１ 負担金	１ 負担金
２ 補助金	１ 補助金	１ 補助金
３ 委託金	１ 委託金	１ 委託金
４ 繰越金	１ 繰越金	１ 繰越金
５ 諸収入	１ 諸収入	１ 雑入

別表第２（第４条関係）

款	項	目
１ 運営費	１ 会議費	１ 会議費
	２ 事務費	１ 事務費
２ 事業費	１ 事業費	１ 事業費
３ 返還金	１ 返還金	１ 返還金
４ 予備費	１ 予備費	１ 予備費